

(21)
内務省

M-0320

0129

極秘

電信課長

外務省

大臣

次官

昭和18 一一九三二 (暗) 伯林 八月一日の三四〇發 人
本省 三日〇九二〇着

重光外務大臣

大島大使

第八七七號

(在獨内務事務官等後任ノ件)

貴電第五四九號ニ關シ

佐藤事務官等ノ後任ハ時局柄其ノ必要ナキモノト認メラルルニ付

右ノ趣旨ニテ内務省側ニ可然ク御折衝相成度シ(了)

顧問 政務 通商 條約 調査 事務 人典 儀典 文書 會計 會報 秘書 弘報

寫送先

m 2.1.0.17

秘書課

厚木連普第一三號

昭和二十二年一月廿四日



終戦連絡中央事務局厚木出張所

所長 今井重夫

終戦連絡中央事務局
總裁 吉田茂殿

厚木基地工作隊主任書記片桐事務官の内務省
復歸方ニ関スル件

客年七月十日附厚木連普第一七九號杜信ノ関シ
當基地工作隊の主任書記として昨年より勤務し居りたる片桐事務官
片桐治三の内務省復歸方ニ関しては冒頭杜信に於て御報告如く
最少三ヶ月間の残務も要望せられ客年九月末を以て残務期限到来せし
後任の適任者も得られず遂に今日に及んだ次第であるが後任者の見込
し付きたる際にもあり且全事務官の希望と前途と考慮し工作隊長
Capt. Drake に対し解任の上内務省復歸承認方中入れる事
を請(別添の如く)解任承認し来たので本月十五日を以て内務省に復歸
するこゝろであった。



OFFICE OF THE POST ENGINEER
ATSUGI ARMY AIR BASE
APO 503

Jan. 15, 1947.

To : Japanese Liaison Office
Subject: Special Japanese civilian labour.

1. The permission has been granted to this bearer, Haruzo Katagiri, Delegate of the Japanese Employees to leave his Post. He is returning to his former occupation at the Home Ministry.
2. I wish to extend my gratitudes to the Japanese Liaison Office during his long precise service in this base.

HORACE B. DRAKE (Seal)
Capt T-C.
Post Engineer

APPROVED BY
CECIL R. DEAN (S)
Capt. AGD
Civilian Personnel Officer

尚全事務官は工作隊編成以来、至誠と熱意の勤務振りに付、は未だ
 工作隊長、従業労働者等、育しく感謝し居る処にして、工作隊の今日あるは
 全事務官の一身を省かざる活動に負ふところ、大ぶりのあり、その功績持事
 へ、備すべしと存する次第で、右可然内務省に、特、御申渡の上、御移願の
 たい。
 尚右片桐内務事務官の工作隊勤務解除に伴ひ、各年一月十三日附
 終總ノ普通第五冊中、事務官長長後内務次官宛公信に依り、要請
 されたる内務省の協力は、自然解消せらるること、ふる次第にして、後任者
 民間より起用する予定である。為念



	發信用	執務用
主信	1	2
附		
甲		
乙		
丙		
丁		
備考	M. 210.27	

公 信 案	依頼があったが御通知する。	名 件	先付送寫	名 人 信 受	管 主	文書課發送日
	今般終戰連絡厚木出張所長より左の通り傳達方	片桐事務官の内務省復帰に關する件		内務大臣官房人事課長	終戦事務通第 二 號	昭和廿二年貳月七日
外 務 省		名 件 録 記	名 人 信 發	終 連 秘 書 課 長	昭 和 三 十 二 年 二 月 六 日 起 草	淨書勝入 正校(原稿) (淨書)

文書課長
[Signature]

記帳
[Stamp]

終連
22.2.6
秘書課
[Stamp]

記

内務事務官片桐治三は一昨年より厚木基地工作隊主任書記として勤務して来たが同官の内務省復帰は後任に補任者も得られなかつたため度々期限の延長も余儀なくされたが同官の希望もあり又後任者の見込もつたため工作隊長の承認を得て一月十五日をもって内務省に復歸することになった。

なお工作隊編成以来同事務官の執務的を努力し、[Signature]

公
信
案

外
務
省

にっは終戦連絡厚木出張所員、工作隊長及び従業員
事務者等々感謝してゐるところである。

以上

公
信
案

外
務
省

M-0320

